

事務手順	取扱要領
<p>①代証券などの受入</p> <p>②証券の整理保管</p> <p>③代証券受領方の通知</p>	<p>○ 業務局から代証券・記名国債証券印鑑票の送付を受けたときは、これらを証券（利賦札）減紛失届（写）と照合し、証券の要項・記名などがそれぞれ一致していることを確かめ、証券・印鑑票の受入手続きをする。</p> <p>⇒ 4 1 1 ②・4 1 5 ②参照・証券・印鑑票の受入</p> <p>* 支払期日が到来している利賦札には、その表面に「日本銀行 支払通知書代用 業務局」と赤色で押印されているが、通常の利賦札と同様に取扱う。</p> <div data-bbox="520 786 1062 828" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>利賦札面への支払通知書代用の表示例</p> </div> <div data-bbox="632 902 951 1128" style="text-align: center;"> </div> <p>● 減紛失届（写）の処理欄に「代証券受入日付」を表示する。</p> <p>○ 証券は、請求者に交付するまで自店に保管する。</p> <p>⇒ 4 1 2 参照・証券の整理保管</p> <p>○ 請求者へ代証券の受領方を電話などにより通知する。</p> <p>* 前記4 2 3 - 3 ②により交付した国債証券受領書および届出印を持参するよう伝える。</p> <p>* 代証券の交付請求に際し、代証券を郵送されたい旨の申出を受けているときは、上記の受領方通知を省略し、速やかに証券の送付手続きをする。</p> <p>⇒ 4 1 9 参照・証券の送付請求</p>

④代証券の交付

○ 代証券の交付請求を受けたときは、国債証券受領書に証券の要項・受領年月日・住所・氏名を記載・押印して提出させ、その住所・氏名、受領印の印影が印鑑票と一致していることを確かめる。

● 前記**4 2 3 - 3 ②**により残存証券に対する証券受領書を交付しているときは、これを回収し、国債証券受領書原符に添付して保管（保管期間1年）する。

⇒ 4 1 3 ②参照・証券受領書の回収

* 証券受領書を滅紛失した旨の申出を受けたときは、証券受領書原符にその旨を記載する。

証券受領書
記載例参照

○ 代証券・印鑑票に「証券の交付年月日等」を表示したうえ、代証券を請求者へ交付する。

⇒ 4 1 8 参照・証券の交付年月日等の表示

印 鑑 票
例示参照

● 滅紛失届（写）の処理欄に「代証券交付（送付）日付」を表示する。

○ 滅紛失届（写）は、用済分として保管（保管期間1年）する。

○ 提出された証券受領書は、払渡日付印欄に「代証券交付日付」を表示し、自店に保管（保管期間10年）する。

証券受領書の記載例

書式 No.103

国債証券受領書

(日付)

〇〇銀行〇〇支店
御中 殿

店印

日本銀行

下記証券を受領しました。

国債名称 第四回特別弔慰金国庫債券	記号 い
証券枚数 1	額面金額 300千円
※記名 甲野花子	請求事由 滅紛失代証券
※付属利賦札の状態 68年6月15日渡以降	

※ 受領証

④ 印紙 上記証券の代証券 枚 千円 券を受領しました。
(記名国債および営業に關しないものは不要) (受領日付) 6.9.14 私渡日付印

住所 横須賀市衣笠栄町2-5 印 甲野

氏名 甲野花子 ⑤ 6.9.14

③ No.

注意 1. 証券の交付を受ける際には、下段の「受領証」欄の※印の箇所のいずれか一方を抹消し、記名・押印のうえ提出して下さい。
2. 本書を滅失(紛失)したときは、ただちに取扱店に届け出て下さい。

・ 自店保管 (保管期間10年)

- ① 不要文言を消す必要はない。
- ② 「証券の代証券 枚 千円」を抹消する (抹消印不要)。
- ③ 住所・氏名・印影を印鑑票と照合する。
● 記名者または法定代理人等以外の者から請求を受けたときは、記名者または法定代理人等が作成した委任状を添付する。
- ④ 印紙のちょう付を要しない。
- ⑤ 代証券の交付日付を表示する。

印鑑票の例示

② 第四回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書

<p>① 証券の交付年月日等 証券昭 交付成 平 6.9.14 交付 和 63.2.1交付 (証券発送日)</p>			
<p>※ 償還金支払場所 〇〇銀行〇〇支店</p>	<p>※ 住 所 横須賀市衣笠栄町 2-5</p>	<p>※ 氏 名 6.5.15変更 〇〇銀行〇〇支店 甲野 太郎 甲野 花子</p>	<p>印 鑑 甲野 甲野</p>

6.9.9 代証券発行業務局

支 払 表 示 欄	61. 6. 15 渡 証券昭 交付和 63.2.1	63. 6. 15 渡	65. 6. 15 渡	67. 6. 15 渡	69. 6. 15 渡 証券平 交付成 6.9.14 (証券発送日)	記 号 い 額 面 金 額 30 万円 番 号 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7
	62. 6. 15 渡 証券昭 交付和 63.2.1	64. 6. 15 渡	66. 6. 15 渡	68. 6. 15 渡 証券平 交付成 6.9.14 (証券発送日)	70. 6. 15 渡	

③ 店印

注意 ※印は、特別弔慰金請求者が記入し又は印を押すこと。 ① 平成 6 年 9 月 9 日 交付年月日等抹消業務局

- ① 印鑑票に滅紛失した証券の交付年月日等の表示があったときは、その表示を業務局が抹消し、印鑑票の余白に「〇年〇月〇日交付年月日等抹消業務局」と表示されている。
また、支払表示欄にも交付年月日等の表示があったときは、そのうち未払の支払期欄にある同表示を抹消したうえ、上記印鑑票余白への表示とあわせて「未払分〇期」と表示されている。
- ② 代証券にかかる「証券の交付年月日等」を表示する。
* 業務局が支払表示欄にある交付年月日等を抹消しているときは、その抹消個所の余白にも代証券の交付年月日等を表示する。
⇒ 418 参照・証券の交付年月日等の表示
- ③ 印鑑票の証券番号は、業務局が代証券の番号に書換え、その余白に「〇年〇月〇日代証券発行業務局」と表示し、店印が押されている。